

カーボンマネジメント小委員会における 検討状況について

令和5年12月
資源エネルギー庁

CCSに係る制度的措置の在り方の方向性

(1) CO2の安定的な貯留を確保するための措置

- ① 貯留層にCO2を貯留する権利として「貯留権」を、CO2を適切に貯留できるか否かを確認するために掘削する権利として「試掘権」を創設し、経産大臣の許可制とする。
- ② 最も適切に貯留事業を行うことができる者を選定するため、鉱業法における特定鉱物（石油・天然ガス等）の開発の例に倣い、先願制ではなく公募制とする。
- ③ 貯留権・試掘権をみなし物権とすることで、妨害排除等を可能とする。
- ④ 鉱業法の例に倣い、貯留事業に起因した事故等が発生した場合の賠償責任は、被害者救済の観点から、事業者の故意・過失によらない賠償責任（無過失責任）とする。

(2) 貯留事業者に対する規制

- ① 貯留事業の具体的な実施計画については経産大臣の認可制とする。
- ② CO2が想定通りに貯留できていることや、漏洩していないかを確認するため、モニタリング義務を課す。
- ③ 正当な理由なく、CO2排出者からの貯留依頼を拒むことの禁止、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、「料金その他の条件」の届出義務を課す。
- ④ 技術基準適合義務、工事計画届出等の保安規制を整備する。

CCSに係る制度的措置の在り方の方向性

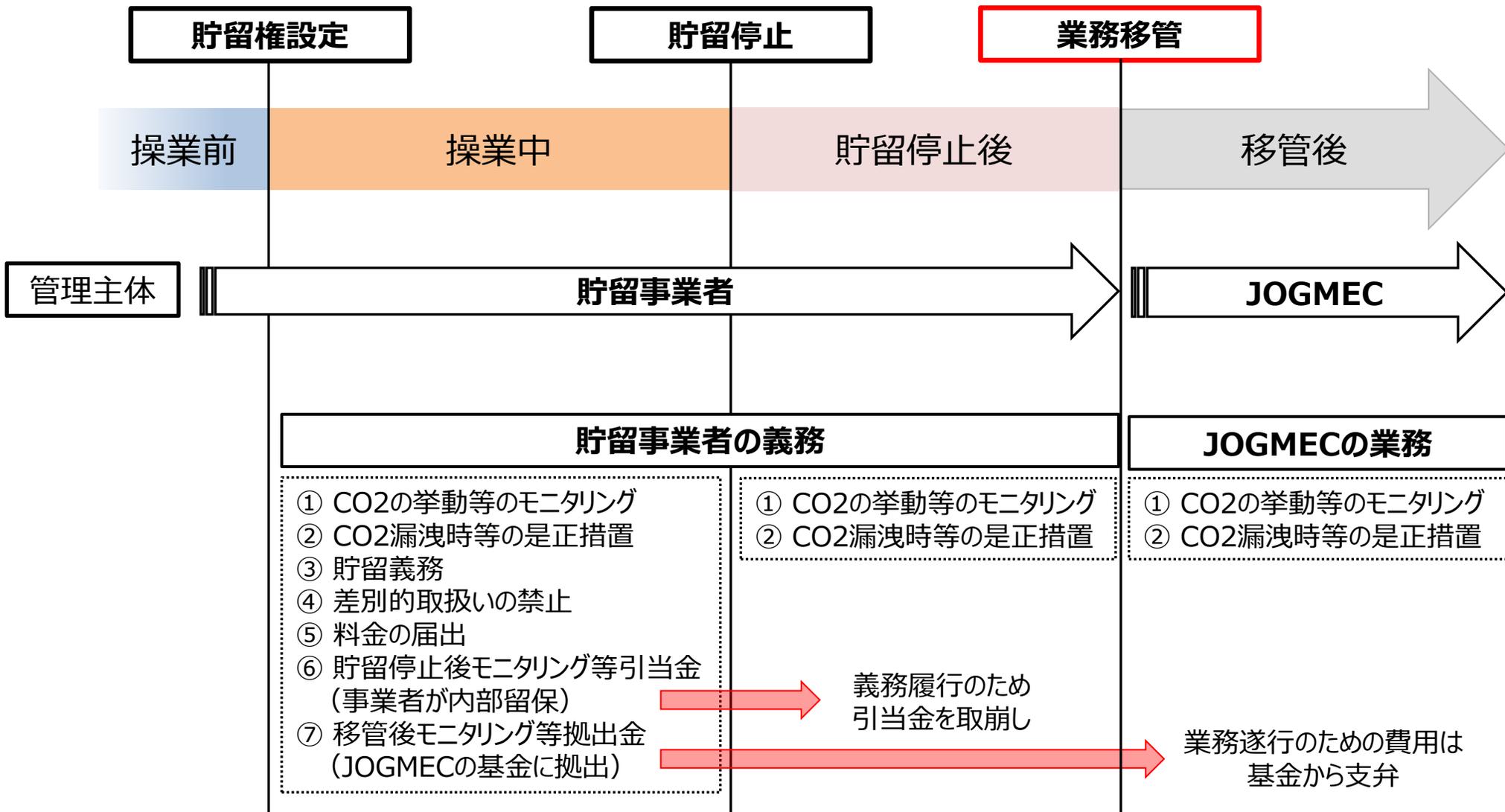
(3) 管理業務等のJOGMECへの移管

- ① 貯留事業への積極的な参入を促進するため、貯留事業終了後、CO2の挙動が安定しているなど、一定の要件を満たした場合には、貯留場における管理業務等をJOGMECに移管することを認める。
- ② 貯留事業終了後、事業者が行う管理業務等に必要な資金の確保を義務付ける。
- ③ JOGMECが行う管理業務等に必要な資金を確保するため、JOGMECに基金を設けた上で、貯留事業者に対して必要な金銭を拠出することを義務付ける。

(4) 導管輸送事業者に対する規制

- ① 正当な理由なく、CO2排出者からの輸送依頼を拒むことの禁止、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと等を禁止するとともに、「料金その他の条件」の届出義務を課す。
- ② 技術基準適合義務、工事計画届出等の保安規制を整備する。

(参考) 貯留事業のフローイメージ



(参考) 検討状況

スケジュール

- 9月14日 カarbonマネジメント小委員会／産業保安基本制度小委員会合同会議にて検討開始
第1回（CCS 政策について 等）
- 11月6日 第2回（他国のCCS法制の紹介、CCSに係る制度的措置について 等）
- 11月28日 第3回
（CCSにおける保安の考え方、海底下CCS制度専門委員会における検討状況 等）
- 12月5日 第4回（中間とりまとめ案について 等）
- 12月8日
～1月9日 中間とりまとめ案に関するパブリックコメント

カーボンマネジメント小委員会名簿

大島 正子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会委員
大橋 弘 (委員長)	東京大学副学長
近藤 元博	愛知工業大学総合技術研究所 教授
武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科長・法学部長 教授
チヴァース 陽子	株式会社三井住友フィナンシャルグループ サステナブルソリューション部 上席調査役
辻 佳子	東京大学環境安全研究センター長 教授
道垣内 弘人	専修大学大学院法務研究科 教授
南坊 博司	Global CCS Institute 日本代表
西村 弓	東京大学大学院総合文化研究科 教授
平野 正雄	早稲田大学大学院経営管理研究科 教授
宮島 香澄	日本テレビ放送網株式会社 報道局解説委員
山田 泰広	九州大学大学院工学研究院 教授

産業保安基本制度小委員会名簿

大島 正子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 環境委員会委員
笹木 圭子	九州大学大学院工学研究院 教授
澁谷 忠弘	横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
島 美穂子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
チヴァース 陽子	株式会社三井住友フィナンシャルグループ サステナブルソリューション部 上席調査役
千代延 俊	秋田大学大学院国際資源学研究科 教授
辻 健	東京大学大学院工学系研究科 教授
寺下 明文	神奈川県くらし安全防災局防災部 工業保安担当課長
原田 文代	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員
久本 晃一郎	特別民間法人高圧ガス保安協会 理事
古井 健二	早稲田大学創造理工学部環境資源工学科 教授
山田 泰広 (委員長)	九州大学大学院工学研究院 教授